資料４

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波義援金の募集の終了について

１　趣旨

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波義援金の県における募集については、国における第２期復興・創生期間に合わせ、義援金募集期限を令和７年度末まで延長してきたが、当該復興・創生期間が令和７年度末で終了することに伴い、募集期限を再検討した結果、近年の受付状況等に鑑み、令和７年度末を以て募集を終了するもの。

２　募集を終了しようとする理由

（１）　国における第２期復興・創生期間に合わせ、県受付分の義援金募集期限を令和７年度末まで延長してきたが、当該復興・創生期間が令和７年度末で終了することに伴い、募集期限を再検討する時期となっていること。

（２）　これまでに県受付分として188億円余もの額が寄せられ、被災者の生活再建への多大な支援となってきた中、近年は受付件数・金額や、被災者への追加配分額も減少傾向にあり、一定の役割を終えつつあると考えられること。

（３）　義援金の配分を行っている29市町村の多くにおいて、「令和７年度末での募集終了が望ましい」との意見が寄せられ、当該29市町村に対し改めて終了について協議を行った結果、全29市町村から令和７年度末での募集終了について異議のない旨の回答を得たこと。

３　募集終了後の義援金配分

募集終了後、令和８年中に、最終配分及び残額の精算に係る配分委員会を開催し、義援金を配分する予定であること。

【参考１】　これまでの経緯

（１）　平成23年度に、「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波義援金配分委員会」を設置し、「岩手県災害義援金募集委員会」で受付した義援金（県分）及び政府、日本赤十字社等で受付した義援金（国分）について、同年から毎年、市町村に義援金を配分。

（２）　令和２年度末で、日本赤十字社等における義援金の募集が終了。

（３）　令和３年度以降も、県では国の第２期復興・創生期間（R3～R7）に合わせ、募集期限を延長。（国も本県に合わせて義援金の募集を継続。）

（４）　宮城県においては令和２年度末をもって募集終了、福島県においては募集を継続。

【参考２】　義援金の受付・配分状況の推移

○義援金の受付状況（単位：千円）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
受付額計	49,914,540	1,618,470	463,578	1,101,674	369,772	279,210	198,713	174,411
国分	32,725,239	1,063,114	88,957	849,772	257,956	206,389	140,988	110,918
県分	17,189,301	555,356	374,621	251,902	111,816	72,821	57,725	63,493

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7（4～10月）	計
受付額計	183,849	98,718	94,604	46,589	65,491	30,172	17,488	54,657,279
国分	125,824	63,431	43,866	25,302	48,496	11,707	10,125	35,772,084
県分	58,025	35,287	50,738	21,287	16,995	18,465	7,363	18,885,195

○義援金の配分状況（単位：千円）

	配分回数	死亡又は行方不明（１人当たり） 住宅全壊等（１戸当たり）			住宅半壊（１戸当たり）			半壊以上の被害を受けた 福祉施設の入所者１人当たり	
		国分	県分	計	国分	県分	計	全壊	半壊
平成23年度	5	1,110	510	1,620	560	430	990	1,110	560
平成24年度	1	38	6	44	19	6	25	38	19
平成25年度	1	24	35	59	12	35	47	24	12
平成26年度	1	22	12	34	11	12	23	－	－
平成27年度	1	14	9	23	7	9	16	－	－
平成28年度	1	10	3	13	5	3	8	－	－
平成29年度	1	6	2	8	3	2	5	－	－
平成30年度	1	4	2	6	2	2	4	－	－
令和元年度	1	4	2	6	2	2	4	－	－
令和２年度	1	2	1	3	1	1	2	－	－
令和３年度	1	4	2	6	2	2	4	－	－
令和４年度	1	1	1	2	1	1	2	－	－
令和５年度	1	1	1	2	1	1	2	－	－
令和６年度	1	1.0	0.5	1.5	0.5	0.5	1.0	－	－
令和７年度	1	0.6	0.8	1.4	0.3	0.8	1.1	－	－
合計		1,241.6	587.3	1,828.9	625.8	507.3	1,133.1	1,172.0	591.0